

イラン国ポレ・ノウ村の農地売買契約文書について

勝 藤 猛

一 文書の背景

イラン国フールス州のポレ・ノウ Pole-nou という農村で発見したペルシア語文書の解説を試みる。これは昭和四十七年度文部省科学研究費補助金（海外学術調査）による「西アジア農村の人文地理学的調査」（研究担当者：大野盛雄東大教授）の研究協力者の一人であった筆者の報告の一部である。ポレ・ノウ村の中に任んで調査しているうちに、農民の言として「地主が sanad のとりきめに従って水の配分をしないので困る」という不満を聞いた。そこでそのサナドなるものを持って来させると、それは農地改革政策にもとづく地主と農民の間の農地売買契約書であり、筆者がその読解を担当した。

そもそも西アジアの農村で文書を発見することはきわめてまれ

である。四十五年度の調査はアフガニスタン国の二箇所の農村で行われたが、そのいずれにおいても一片の文書も目撃しなかった。農民たちの多くは文盲であり、また文書が必要としない。農作業でも用水の配分でも記憶に頼って遂行している。とくに用水の配分の法則はかなり複雑で、部外者には容易に理解できないが、それでも記録を用いない。

ペルシア語はアラビア文字で表記され、その書体として *nasta'liq* 楷書と、*nasta'liq* 行書と、*shekasteh* 草書の三体があり、手書は最後者による。この文書もそれによる手書である。

この文書を読解するに当って、ポレ・ノウ村農民、テヘラン大学学生、在日イラン人、テヘラン大学日本人留学生たちを参考人とした。その結果つぎの事柄がわかった。つまり本村の農民中もつとも教養ある——小学校程度——もの、後出の農民表②ロスタ

ム・コルバーニーでもこの文書をあまり理解していないこと、この種の文書は内容が特殊であり、その文体も教養の低い人の手になるため劣悪で、一般の知識人にとってきわめて難解であること、もし十分に理解しなければ書いた人に聞くほかはないこと、わが国でこの種の文書の研究がほとんどなされていないこと、などである。

さてイランにおける農地改革は、その第一段階として一九六二年一月、農地改革法が施行された。その目的は地主一人の所有限度を一村とすることにあつた。イランで地主の所有規模は、面積の数値でなく「村をいくつ」と表現されるのが普通である。二つ以上の村をもつ地主はどの村を自分の所有として残すか選択することができ、またいくつもの村にまたがって合計六ダース所有することもできた。

翌六三年に第二段階として農地改革法追加法により、前段階で除外された農地の解放が行われ、地主は次の五つのうちの一つを選ぶことができた。一、賃貸。二、売却。三、分割。四、地主と農民による農業組合の設立。五、小作権の買上。ボレ・ノウ村の場合「分割」されることになった。この方法はラムトン『農地改革』第一章「第二段階の施行」によれば「ファールス州では広く採用された。その主な理由は、分益契約が概して農民に不利

で、つまり農民の取分が少なく、多くの場合、四分の一、または五分の一という低さであったことによる。そのような場合、分益比と等しく農地を分割するというこの方法は地主に有利、農民に不利であった。」

なおイランの農村を論ずるに当たつて次の語彙を知つておく必要がある。これは農地改革法第一条に見える定義であり、テヘラン地方の用語と思われるが、イラン全土に及ぼしても差し支えないものである。

農民 *sahe* 「土地をもたず、農業諸要素の一つ以上を所有し、自分ひとりで、または家族の協力をえて、地主所有の土地で直接に農業を行ない、収穫の一定部分を現金または現物によつて地主にさし出す者」

耕牛所有者 *gav-band* 「土地をもたず、農業諸要素の一つ以上を所有し、農耕者または農業労働者を使用して地主の土地の耕作を行ない、収穫の一定部分を現金または現物で地主にさし出す者」

農耕者 *barzgar* 「土地をもたず、他の農業諸要素ももたず、農業労働遂行に対して収穫の取分を地主または耕牛所有者から受け取る者」

農業労働者 *kargar-e-keshtavarzi* 「土地も他の農業諸要素も

もたず、一定の農業活動遂行に対して賃金（現金または現物）を受け取る者」

地主 malek 「土地を所有し、みずからは農耕に従事しない者」

ここでいう「農業諸要素」とは土地・水・種子・役畜・労働力の五つをいう。このうち水は普通は土地に附属している、これは地主の所有である。地主以外の四者について「他の農業諸要素」とあるうち「労働力」だけはもっている、種子と役畜を指すものと考えたい。以上五者を階層区分すると次のようになる。

1. 地主層 「地主」これは普通は都市に住む不在地主である。arbabともいう。

2. 中間層 「耕牛所有者」土地こそもないが、人を雇って自主的な農業経営を行なう。

3. 農民層 「農民」「農耕者」前者は種子または役畜をもつが、後者はもたない。ともに地主との間に利益契約（多くは口頭による）が結ばれており、小作権 nasab の持主である。経営は地主が管理する。raiyat と呼ばれ、農地改革により土地を得た者は dehqan と呼ばれる。

4. 非農民層 「農業労働者」これは小作権をもたず、農業その他の単純肉体労働に従事して日給を得る。これら村内の住民で

小作権をもたない者は khoshmeshin と呼ばれ、商店主もこの中に含まれる。村内での社会的地位は低い。

二 文書の内容

a. 地主

次に内容の検討をする。最初に書かれているのは売主つまり地主についてである。よく知られているように、イランで土地の持分を表すのに、全体を六等分し、その一つを *chum* という。このポレ・ノウ村の地主とその持分を簡単にまとめると次のようになる。単位はダーング。

デフカーン家……三 ジョウカール家……一・五
アブドッラーヒー家……一・五

そしてこの比率は土地を区分することなく、収穫物の配分をもっている。こういう所有を *moshat* という。これに対して土地を区分して共有することを *hadriz* といいう。

この三家族のうち現実にこの村を支配しているのは、アブドッラーヒー家の家長モスタファー・アブドッラーヒーである。他の地主は農民の言によれば *khābid*（眠っている）であり、代理人を通して収穫物を受け取るだけで農民と面識はない。

次に各家族中の個人の持分を示す。姓はローマ字の頭文字で示

故モハンマド・バーケル・D
 └─ マフムード・D
 └─ アリー・モハンマド・D

故モルタザイー・コリー

故フアーテム・ヘダーヤト

モハンマド・バーケル・ソフラーブ・D
 サファイイー・ナーズ・D

ショウカト・セバーシー ♀

す。♀印は女性、他は男性である。まずデフカーン家。

マフムード……一 アリー・モハンマド……一 故フアーテム

・ヘダーヤトの相続人(子モハンマド・バーケル・ソフラーブ、

子サファイイー・ナーズ、配偶者アリー・モハンマド、母ショウカト

・セバーシーの四人)……一 計三ダインダ

これらのうちマフムードだけはファールス州のシーラーズに住んでいるので、みずからこの売買を行なったが、他の四人は委任状をもってマフムードに取引を委任した。四人のうち三人(氏名不明)はテヘランに住んでおり、テヘランの公証人役場発行の委任状を、一人はベイルートに住んでいて、その地のイラン総領事館の承認を経た委任状を、それぞれ提出している。なお公文書には発行者と番号と発行年月日が記されるのが常である。

次にショウカール家は、ハージー(メッカ参詣者の称号)・アリー・アクバル・ショウカール一人で一・五ダインダを所有する。アブドッラーヒー家は次のような持分である。

故モハンマド・ホセイイン

モスタファー・A

モハンマド・A ○・二五
 ナーデル・A ○・二五
 マフブーベ・A ♀ ○・二五
 マフラカー・A ♀ ○・二五
 フェリーバー・A ♀ ○・五

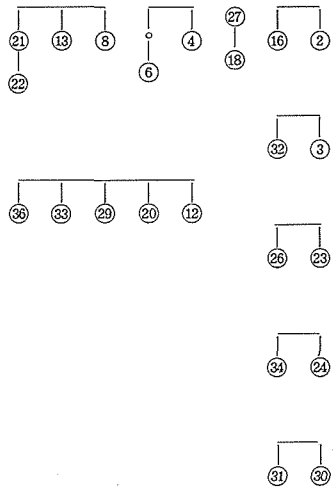
文書作成当時の年齢は、モハンマド一四歳、マフブーベ一八歳、フェリーバー六歳。他の二人には記載がない。またモハンマドとフェリーバーの二人は年少なので、父モスタファーが後見人として取引を行なったとある。しかし他の三人とも若いはずで、この取引がモスタファーの意志によることは容易に想像される。彼がこの村の事実上の地主なのである。

b. 農民

次に買主として三六人の農民が列挙されている。各人の番号、姓名、身分証明書 shenas-name の発行地と番号、それに父の名が記載されている。それを表記すると左の如くである。

番号	名	姓	身分証明書		父の名
			発行地	番号	
①	ネガフダール	マフムデーイー	ハムセ族	八五八	ゾル・カドル
②	レイハーン	ミールザイー	アーベ・ガラム	一五	シャトー・ミールザイー
③	シヤムス・アラー	カラ・コラーグ	ハサンアーバード	四六	ファトフ・アラー
④	コリー	バーダキー	バーダキー	一五五	ゴラーム・ホセイ
⑤	ジャーン・アラー	カラ・コラーグ	マルウダシュト	九八	ロトフ・アラー
⑥	ゴラーム・レザイー	ゴラーミー	バーダキー	一三三	サファル・コリー
⑦	ペグ・ミールザイー	ケシャウアルズ	アーベ・ガラム	七	ダ・パシー
⑧	アラー・ホセイ	モラーデーイー	バーダキー族	六四五	アツラー・モラー
⑨	アブドル・ホセイ	ハリリー	バーダキー	一一六	アラブ
⑩	ホセイ・コリー	バーセリー	バーセリー族	一〇二	アラー・コリー
⑪	アボル・カーセム	シヤムシリー	バーダキー	五	ガザンファル
⑫	ヴァラー	コルバーニー	ボレ・ノウ	九八	アラー・モハンマド
⑬	モハンマド・ホセイ	モラーデーイー	ボレ・ノウ	一〇二	アツラー・モラー
⑭	ビール・アラー	カラ・コラーグ	バーダキー	九七	ロトフ・アラー
⑮	サマド	ラファイイー	ラフマトアーバード	一〇	アツラー・カラム
⑯	オルージュ	ミールザイー	ボレ・ノウ	七〇二	シャトー・ミールザイー
⑰	エブラーヒーム	ナームヴァール	ジャフロム	六三四	アラー・ミールザイー
⑱	アラー・ジャーン	アサデーイー	シュル・バーフル族	七〇二	カーカー・ジャーン
⑲	アラムダール	レザイー	ボレ・ノウ	七九	カーカー・コリー
⑲	アラー	コルバーニー	ボレ・ノウ	一	アラー・モハンマド
⑲	アラー・モラー	モラーデーイー	バーダキー	六	アツラー・モラー
⑲	ホダー・モラー	モラーデーイー	ボレ・ノウ	五	アラー・モラー
⑲	ハーン・ジャーン	ファルハードブル	ファルハードイー族	三九五	モハンマド・ハーン
⑲	アヴァズ	ファルハードイー	ボレ・ノウ	八〇〇	アラー
⑲	ジャヴァード	マフムデーイー	ボレ・ノウ	三	ジャマール
⑲	セイフオツラー	ファルハードブル	アーヴァンジャーン	二	モハンマド・ハーン
⑲	カーカー・ジャーン	アサデーイー	カラ・コラーグ	四七	ビール・モラー

この村の農民の住地は三箇所より成る。ボレ・ノウ村は二つの住居区に分かれ、一はその規模が大なるため *Dorog* (大)、または用水路の下流に当るため *Pain* (下) と呼ばれ、他はこれに対して *Knchek* (小) または *bala* (上) と呼ばれる。後者は前者の



三六名のうちの血縁関係は次のとおりである。

西北約二キロにある。また前者の西約四キロにドム・アフシャー村があり、ここに住む者もいる。

ボレ・ノウ村(大) ……①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒
 ボレ・ノウ村(小) ……①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒
 計二〇名

ドム・アフシャー村 ……⑳㉑㉒ 計二名

イランの他の村落と同様に、そして農地改革以前と同じく、この村の農民も耕作組を作っている。一組四名、計九組である。即ち「大」の二〇名に「小」の二名、ドム・アフシャーの二名、計二四名で六組、「小」の二名で三組である。組の編成は血縁や姻戚を重んじてなされている。

村の役職は次のとおりである。

③⑥	③⑤	③④	③③	③②	③①	③①	③①	③①	③①
バルヴァアーネ	ロスタム	ホセイン	コバード	ハマゼ	カーセム	クーチエク・アリー	ハリール	モフタール	
クーチエキー	コルバーニー	アサディー	アサディー	カラ・コラード	コルバーニー	ファルハードプールの	アスカリー	コルバーニー	
カラミー族	アーベ・ガラム	カラ・コラード	アーヴァンジャーン	ハサンアーバード	ボレ・ノウ	ファルハードディー族	カシュカーイー第一区	ボレ・ノウ	
六二七	二	一九	二	四八	一	四〇九	一五、二七一	一	
サルダール	アリー・モハンマド	シール・ハーン	シール・ハーン	ファトフ・アリー	アリー・モハンマド	アリー	モハンマド・エブラヒーヒーム	アリー・モハンマド	

村長 Kadikloda……「大」⑩ 「小」⑧

村議会（大小を通じて一）……議長⑨、副議長⑩、会計⑪、書記⑫、議員⑬

村には役場はない。村長は農民から選ばれて地主や行政機関との折衝に当る。村議会は議長ロスタムの存在が目だつだけである。書記は彼によれば *Disawad*（文盲）であるという。

コルバーニー家の五人の兄弟がそれぞれ一耕作権ずつ所有するのは注目すべきである。上から三人、ロスタム、ヴァリー、アリーの三人は家族とともに「大」に、下の二人、カーセムとモフタールは独身で父アリ・モハンマドとともにドム・アフシャーンに、それぞれ住む（第四章参照）。

これら農民のほかに、耕作権をもたない人、いわゆるホシュネシーンが数人いる。彼らは村内で発言権をもたない。しかし近くの運河工事（イスラエルの技術援助による）で労働に従事し、農民なみの収入を得ている（第四章参照）。

農民の姓について一言する。イラン人が姓をつけるようになったのは、今世紀に入って先王レザー・シャアの治世下で、それともまず都市に普及してから農村に及んできた。全国民が身分証明書をもつようになり、農民も姓を用いる必要に迫られた。しかし村民同士で姓を呼ぶことは決してなく姓を知らないこともある。名

を呼び捨てにするのが普通であるが、ロスタムだけはコルバーニー家の長男ということで尊敬されているのか、敬称をつけて「ロスタム・ハーン」と呼ばれている。妻が夫を呼ぶときも、名の後に「ハーン」をつける。姓の作り方の一つは、父の名の後に母音「イー」を付けることで、例えば⑭レイハーン・ミールザイーは、父シャー・ミールザアの「ミールザア」に「イー」を附けたもの、また⑮アリー・モラードの姓「モラーディー」も父の名アッラー・モラードから来たものである。カラ・コラーグ *Qala golda*（トルコ語「黒い耳」）という姓は、彼らが属していたトルコ系遊牧民カシュカーイー族の氏族名である。

イラン人の姓はこのように最近になって政府の方針として作られたものであって、中国や日本のような家系の伝統を負ったものではない。⑯ピール・アリーの子ホダー・カラムは父のトルコ語姓を嫌い、「サーサンプール」という優雅なベルシア語の姓をみずから作っている。

⑰ベグ・ミールザアの「ベグ」はトルコ語の敬称、その長男は「ハーン」・ミールザア、次男は「シャー」・ミールザアである。ベグ・ミールザアの父ダ・バシー *Dah Bashi* はヘルシア語とトルコ語から成り、「十人長」の意で、トルコ・モンゴル族の十進法兵制と関係ありそうである。

次に問題にしたいのは身分証明書が発行地である。これによってこの村の農民の出身がわかるからである。あるものは地名で、またあるものは部族名で示されている。地名は⑯のジャフロムがシーラーズの東南約二〇〇キロにあるのを除き、いずれもボレ・ノウ村から二〇キロ以内にある。⑧「バーダキー族」が「バーダキー」村と同じかどうかわからない。もし同じとすれば、部族名で示されているのは①⑩⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕の十一名で、彼らは部族民すなわち遊牧民であったのが定着したものであるということがきる。

ファールス州には、ハムセ *Khamse* とカシュカリー *Qashqai* という二大遊牧集団がある。ハムセはアラビア語で「五」を意味し、次の五部族連合体である。下記はその母語

- | | | |
|---------------------|---|-------|
| イーナーンルー | } | トルコ語 |
| バハールルー | | |
| ナファール | | |
| アラブ | | アラビア語 |
| バーセリー <i>Baseri</i> | | ペルシア語 |

㉔ほかのファルハーディー *Fardadi* と㉕カラミーはともにバーセリーに属する。部族単位の呼称として、ハムセ集団、カシュカリー集団の段階を㉒(トルコ・モンゴル語)といい、その下

のバーセリー、およびその下のファルハーディーの段階を *tafere* (アラビア語) または *fire* (ペルシア語) という。証明書の発行者はこの三段階のどれでもいらいしい。結局、ハムセ系の出身者は①⑩⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕の六名である。

もう一つはカシュカリー集団で、これはトルコ語を母語とする。しかし容貌はモンゴロイドでなく、ヨーロッパ型である。カラ・コラッグやシェールバーフル *Sharbakhlu* はその氏族である。㉖の出身が「カシュカリー第一区」*houze-ye-yek-e-Qashqai* というのはわからない。その番号一五、二七一が通し番号とすれば、かなりの人口を有するといえる。ただし番号が必ずしも厳密でないことは㉗と㉘がともに「ボレ・ノウの一番」ということからわかる。なお発行地が地名でカラ・コラッグ姓をもつものとして㉙⑬⑭㉚の四名がいるのは、定着がより早かったのであろう。

ボレ・ノウ村は村民の言によれば約五〇年前に遊牧民が定着してできたという。記録がないから村民の言をもとにして推測を加えるしかないが、村の成立過程は次のようなものであったろう。村を作るにはまず灌漑組織を整備しなければならない。この村の水源はコル川である。灌漑組織ができることに応ずる農民が必要である。他の村の農民またはホシュネションをつれてきたり、またはこの地域と関係のある遊牧民を定着させたであろう。イラ

ンの遊牧民は、アフガニスタンのそれがなお古典的な形態を維持しているのに対し、階層分化が進んでいる。即ち遊牧が大企業化して、一方ではみずからは遊牧しないで都市に住む大量家畜所有者と、他方では自分の家畜をもたず雇傭されて家畜の管理に従事する者とに分解し、さらに雇傭の機会を失って遊牧社会から脱落する者がでてきた。この脱落者は、あるいは都市に流入して日雇労働者となり、あるいは農村に定着する。定着といっても簡単にはいかない。運よく新しい村ができて農民を募集中ならただちに定着できるが、すでに農民の定数が満たされている場合は欠員ができるのを待たねばならない。定数とは灌漑組織に相応するものである。ポレ・ノウ村なら四人の九組、計三十六人である。どの村にもホシユネン、つまり耕作権をもちたくてもないで村の内外の雑役に従事する者が何人かは居ることからみると、農村の労働力は余剰ぎみで、したがって雇い主たる地主の立場が強い。ただしイランでは石油収入による公共事業が盛んで、これが農村の余剰労働力を吸収できる点、石油収入のない隣国アフガニスタンより遙かに恵まれている。ポレ・ノウ村の近くでも運河開掘工事が行われていて、毎朝マイクロバスが迎えに来て、この村から数人の労働者を運んでいく。さて元遊牧民が農村に住みついて農民の欠員待ちの間、その職業は牧畜者 *chupan* となることである。

これは毎朝村内各戸の家畜、これをウシとロバ、ヒツジとヤギの二群に分け、村外の放牧地へ連れて行き、夕方に村へ連れ帰るのである。給与は家畜の数に応じて家畜所有者から与えられる。牧畜者の社会的経済的地位は農民より低いが、一応の生計は立てられる。こうして牧畜に従事しているうちに農業の知識を得、地主の信頼を得れば、欠員の生じた場合、晴れて耕作権を得て農村社会の仲間入りすることができる。なおポレ・ノウ村では専従の牧畜者はなく、農民が交替で従事している。

C. 農 地

農民に譲渡される農地の総面積は二、九八一、四六〇平方メートル、これが三十六人分で、一人当たり八ヘクタール余である。三人の農民は平等に共同で境界を設けず所有する。つまり個々の農民は特定の地片を所有するのでなく、耕作組ごとにあてがわれ、それが毎年割り替えられる。この点は改革前と同様である。

譲渡物件たる農地の所在は次のとおりである。ローマ字は地方行政単位の、カッコの中はその長の、それぞれ呼称である。

ファールス州 *ostān (ostāndar)*——シーラーズ県 *shahrestān (farnāndar)*——ヤルウダナント区 *baksh (bakhsdar)*——
ラームゼルド郡 *dehstān, bolūk*——ホレ・ノウ村 *qarye, deh (kadhdar)*

なお「郡」には長はいない。

「番地」に当るものとして *palak* という語がある。これは「板札」の意のフランス語 *plaque* から来たもので、都市では番地の数字を書いた金属板が塀にはめこまれている。農村にはない。番地に「一次的」*asim* と「二次的」*far* があり、この文書の農地は、一次的番地が一一一、二次的番地が二であり、日本の「一一一番地の二」に相当するのであろう。

農地には当然のこととして水利権 *haqq-abe*, *haqq osh-short* がともなう。ボレ・ノウ村のそれはコル川のラームゼルド堰から取水する水利権八四〇株 *shah* のうちの二二株である。これらの数字が何にもとづくかは調査に至らなかったが、コル川の支流シーヴァンド川の流域においては、小麦一、〇〇〇マン（一マンは約三キログラム）を播種するに必要な水量を一株としている。ラームゼルド堰の場合も小麦の播種量から来ているのであろう。

なおコル川流域はベルセポリスの後背地として古くから農業が栄えていた。ベルセポリスから約六〇キロ上流「乙女の岩」*Sar-e-odokhtar* という名のダム跡はアケメネス朝のもので、大理石に似た結晶石灰岩を用いたみごとな石組みである。ラームゼルド堰はササン朝の建設、セルジューク朝の再建にかかるものである。コル川のこれより遙か下流に「バンデ・アミール」の名で知られ

る有名なダムがあり、これは九六〇年、ブワイ朝の建設であるが、アケメネス朝時代にすでにそこにダムが築かれていたことが推測されている。

さてボレ・ノウ村の農民が土地を獲得したのは農地改革の第二段階としてである。つまりこの村の地主が二人以上あったからである。この第二段階の措置の一つとして、農地を地主と農民で分割 *taqsim* するものがあり、分割の比率は従来の地主と農民との収穫物配分比に等しくすべきことが条文に見えている。ボレ・ノウ村の場合、灌漑農地の冬作（小麦・大麦）が二対一、夏作（棉・甜菜・野菜など）が一对一、非灌漑地（小麦・大麦）が一对四であったため、農地の分割もそのとおり行なわれた。農地には水利権が附属しているから、地主と農民の水の配分比も同様で、灌漑農地の冬作では二対一となる。用水の配分は実際上は地主の差配人 *namayande* が配水表を作って所有しており、これにもとづいてやはり地主に雇われている畑番 *dashdan* が水路の開閉をつかさどる。第一章に引いた「地主が文書のとおり配水しない」という農民の不満のおこる根拠はこの箇所にあるのである。農民が地主に抗議しても地主はそれに反論するであろうし、時に農民が実力に訴え、畑番の隙をねらって農民側への水路を開いたりすると、地主はさらに報復措置をとることになる。結局は農民の負

ある。

この文書には売買物件たる農地の区域を説明してある。一〇本の杭 *posts* を打って測量が行なわれたようであり、「第何番の杭から何番の杭まで何メートル」という風に書いてあるが、このことについて農民たちは何も知らない。測量図を見るか測量した人に聞けばわかるかもしれない。農地改革によって土地が与えられることになっても、農民たちはその土地全体の面積・形態・境界などについて明確な認識をもたない。改革以前と同様、自分の耕作組にあてがわれた地片を知っているだけである。

土地の区域を示す伝統的な方法は境界線 *patin* をもつてすることである。境界線で囲まれた範囲を *hodud* という。それは隣接地との境界線によって説明されるのであって、この文書でもそのとおりである。測量によって得た数値を出してあるが、これだけは近代的である。隣接地の地主が承認すれば、その境界線は正しいものとされる。水が不可欠の要素である乾燥地帯では、面積の数値はあまり意味がない。そして面積はしばしば小麦の播種量（重量）によって表わされる。

農民に譲渡される農地の総価格は二〇八、一一六リアル、一人当り五、七八リアル、これは毎年五七八リアルずつ一〇年間に売主に対して支払われる。これは農地改革法の規定による。一リ

アルは一九七〇年頃で約四円である。農地の代金は農民にとってたいした負担ではない。大人の単純肉体労働の日当がこの地方で約一〇〇リアル（大都會では一五〇）であり、農民一人の所得にほぼ等しい。

三 文書の試訳

文書は縦四三センチ、横三五センチ、イラン法務省所定の用紙であり、その二枚にわたって手書きで記載されている。地主と農民の署名がついており、農民のはほとんど捺印である。作成者はファールス登記区シーラーズ第八公証人役場である。

売主

マフムード・デフカーン氏とアリー・モハンマド・デフカーン氏——各おのシーラーズ発行の九七三号・九七二号の身分証明書所有者、ともに故モハンマド・パーケル・デフカーン氏の子——がそれぞれ六ダングのうち無境界で一ダングずつを所有する。故ファーテム・ヘダーヤト夫人——シーラーズの一六〇号身分証明書所有者で、故モルタザ・コリー・サニーオッドウレの子——の相続人たちで、シーラーズ区の裁判所〔複数〕の第一部の四五五二号一三四八年一月二〇日の遺産相続公示証明書に

もとづき、その氏名は次のとおり。一、モハンマド・バーケル・ソフラープ・デフカオン氏——テヘラン第四区の二九八四号身分証明書所有者、アリー・モハンマド・デフカオン氏の子。男子。

二、サファイ・ナーズ・デフカオン夫人——テヘラン第二区の三一号身分証明書所有者、アリー・モハンマド・デフカオン氏の子、女子。三、アリー・モハンマド・デフカオン氏——上述、配偶者。

四、ショウカト・セパーシー夫人——テヘラン一六一一一号身分証明書所有者、故メフデイーの子、故ファーテム・ヘダーヤト夫人の母。以上四人で六ダニングのうち無境界の一ダニングを所有する。これは相続によるものであり、上記マフムード・デフカオン氏——シーラーズの住民で自宅所有者——は、自己の権利として、またアリー・モハンマド・デフカオン氏、モハンマド・バーケル・ソフラープ・デフカオン氏、ショウカト・セパーシー夫人、サファイ・ナーズ・デフカオン夫人の代理人として、直接間接に取引を行なった。その委任状は、テヘラン登記区の第二二公証人役場の五五九四一—一三四六年四月二七日と五五九四二—一三四六年四月二七日のもの、およびテヘラン第一〇八公証人役場の四五八一四—一三四九年一月二三日のもの、およびベイルート駐在イラン王国総領事館の承認を受けたものである。

ハーシー・アリー・アクバル・ショウカール氏——シーラーズ

の五七一号身分証明書所有者、故ハーシー・アブドルカリームの子、シーラーズの住民——は六ダニングのうち無境界の一ダニング半を所有する。

モハンマド・アブドッラーヒー氏——シーラーズ九三一号身分証明書所有者、一三三五年五月一五日生まれ。ナーデル・アブドッラーヒー氏——シーラーズ五四八号身分証明書所有者。マフブーベ・アブドッラーヒー嬢——シーラーズ一三八七号身分証明書所有者、一三三一年九月二四日生まれ。マフラカー・アブドッラーヒー嬢——シーラーズ六七六号身分証明書所有者。以上の各人は四分の一ダニングずつ所有する。フェリーバー・アブドッラーヒー嬢——シーラーズ一六三号身分証明書所有者、一三三三年三月二日生まれ——が六ダニングのうち無境界の半ダニングを所有する。以上五人のアブドッラーヒー氏嬢は、モスタファー・アブドッラーヒー氏——シーラーズ四九八七三号身分証明書所有者、故モハンマド・ホセインの子、シーラーズのバーゲ・タフト通の住民、自宅所有者——の子である。モスタファー・アブドッラーヒー氏は年少の二人の子、モハンマド・アブドッラーヒー氏——一三三五年五月一五日生まれ——とフェリーバー・アブドッラーヒー嬢——一三三三年三月二日生まれ——との後見人としてこの取引を行なった。

売買物件たるボレ・ノウ村の農地の全体における売主たちの持分は上記のとおりである。ただしこの売買契約文書の売買物件は農地とその水利権に限られており、家屋や立木は取引の対象にならない。したがって上記売主たちの家屋立木における持分は登記簿に従う。

買主

〔人名省略、二のb参照〕各人は取引物件の三六八分の無境界の一人分を所有し、一区画の農地全体の三六八分のうちの一人分に相当する。その面積は二、九八一、四六〇平方メートル（一人当り八二、八一八と三分の一平方メートル）で、買主はすべて取引物件たるボレ・ノウ農地の住民である。

ただし買主たる四番の農民コリー・バーダキーはこの時点（一三五〇年三月一日）までに取引遂行のために出頭せず、署名のために住地にも不在であったので、辞退者とみなされた。したがってシアーヴァッシュ・ヘンマト技師——シーラーズ八一〇〇一号身分証明書所有者、セイフオッター・ヘンマトの子、シーラーズの住民、シーラーズ県協同組合農村問題局員——が農地改革法追加施行規則第三七条にもとづき、上記の辞退した買主の代理として本契約書と関係登記書類に署名を行った。

農地全体の三六八分のすべては、その面積二、九八一、四六〇

平方メートル、すなわち二九八ヘクタール一、四六〇平方メートルであり、ファールス州第六区ラームゼルド郡にある一一一番地のボレ・ノウ村のすべての分割農地のうちの一一一番地の二であり、上記の売主たる地主の所有である。その土地はコル川の水をラームゼルド堰から引く八四〇株のうちの二二株の水利権をもち、その配分は水国有化法にもとづく（すなわちボレ・ノウ村の分割農地の灌漑農地においては、冬作の三分の一、夏作の二分の一が農民の取分である。したがって上記の買主たる農民の水利権は、全体の分割農地の灌漑農地の全水利権からこの比率による。すなわちボレ・ノウ村全体の水利権二二株の内訳は上記の説明に従う）。なおナスラーバードの土地から水路を引く権利をもち、その持分比と内容はシーラーズ県登記局の八〇九五号一三四七年四月一日の公告——その附属書類はこの公証人役場にある——の内容にもとづく。上記ボレ・ノウ村に関して登記が求められ、区域確認の作業が行われた。上記村落の土地の区域と特色、およびこの村落の他の物件の区域と特色は、登記簿の内容のとおりであり、この文書の物件の区域と特色は下記のとおりで、シーラーズ県登記局の三五〇九三号一三四八年一月一七日の公式測量調査の内容のとおりである。

売買物件の区域と特色

シーラーズ県農地改革農業協同局の一五〇七号一三四七年三月六日の文書、ならびにその文書に附属した文書によれば、ファールス州第六区ラームゼルド郡一一番地たるボレ・ノウ村の分割農地は、上述の売主たる地主の持分に応じて、農地改革追加法第一条第三項を実施するに当って、一方では地主たちと、他方では三六人の耕作権における三六人の農民との間で、収穫物の配分比に応じて分割の対象となった(灌漑農地の、冬作は三分の一、夏作は二分の一、非灌漑作物の五分の四が、農民の取分である)。

その結果、農地分割調書——シーラーズ県農地改革局によって作成され同局の確認を受けて書類に附録されている——の内容に従って、一五、二八〇マンあるすべての灌漑農地の冬作と夏作のうちから五、三六〇マンが、それに相当する水利権とともに農民の取分となる。また分割される非灌漑農地の二、七三五マンのうち二、一八七マンが農民の取分となり、概括的境界によって農民に分離譲渡される。

しかしながらその後、農民の取分の境界決定について、地主の所有たる土地のうち分割に該当するものもしないものともに、シーラーズ県登記局により公式測量が実施される。上記登記局の公式測量調書——その一部が三五〇六三号一三四八年一月十七日として本公証人役場に送付されて書類に附録されている——の

内容にもとづき、上記村落の分割農地から三六人の農民の持分に對して、一区画の農地の全体、その面積二、九八一、四六〇平方メートル、すなわち二九八ヘクタール一、四六〇平方メートルが一一番地の二として、前述のごとく水利権とともに三六人の農民に均等に分配された。この土地の農民の持分は農民に分割譲渡された。その区域と特色は上記公式測量調書によれば次のとおりである〔二のCで述べたごとく意味不明なので省略〕

なお上記農民の取分たる農地の中で、二箇所の村郭カトルム・アルセの敷地——農民の住居がそこにあり地主はその二箇所の村郭に持分をもたない——が存在するが、これらは農民の農地面積に含まれない。また上記村郭は農民の家屋のある場所で、三箇の門と、物置〔單数〕と、二軒の高層家屋と、一軒の家畜小屋と、その他の物置〔複数〕がその中に存在しており、それは依然として地主と農民の共有である。

また上記測量対象地区のうち、農民の取分を除き、分割農地以外のものならびに分割から除外されたものは、上記公式測量調書の内容にもとづき、依然として売主たる地主の所有であり、各地主の持分比による。また測量対象物のうち他の物件にして農民の持分に関りなくこの文書に言及のないものは、上記測量調書の内容に従う。

よって下記の日附に売買関係者は公証人役場に出頭し、双方とも、上記農地改革局の概括的分割調書の内容と、上記局員の作業と、ボレ・ノウ村に関するシーラーズ県登記局の公式測量調書の全内容を確認し承認した。上記ボレ・ノウ村の地主——この文書では売主と呼ばれる——は上記村落の農民の持分を、三六人の農民——この文書では買主と呼ばれる——の取分として、それに附随する水利権とともに上述の説明のとおりこの文書に従ってこの村の地主の所有分からこの文書の買主たる三六人の農民に対して譲渡を完了した。そして以後一切双方の間に紛争なく契約を終了した。今後この取引の一方がこの文書に述べられた諸条項に対して異議を提出しても無効である。

価格

二〇八、一一六リアルを現行通貨により、そのすべては買主の責任で（一人当り五、七八リアル）一〇年間均等割りにて一三五〇年六月一日より、各人毎年五七八リアルを売主に対して売主の持分に応じて支払い、毎回の支払いごとに公式領収証を売主から受け取る。そして土地の登記は完了した。そして売買物件の利益は予め誰にも与えられることなく、売買物件は買主の均等な所有の下にある。そのうち買主はすべての売買物件を全価格に対して一〇年間、以下の日付より売主に対して抵当として提供し

た。この抵当は全額が売主またはその法定代理人に支払われるまでは消滅しない。この借用文書の交換——それが抵当の正しい条件である——がなされ、登記簿に記載された。そして再び抵当物件は買主の所有に返却され、それから利益を得るようになった。買主（抵当の債務者）が自分の負債を支払わず、抵当物件の解除がなされない間は、抵当物件を売買したりそれから利益を得てはならない。

イラン暦一三五〇年二月一四日

イスラム暦一三九一年三月八日

売買関係者の署名

この種の文書の書き手は特殊な知識と低い教養の持主で、知識人の尊敬を受けない。そのペルシア語作文は下等で醜悪であり、それを理解しないことが知識人の誇りである。この文書の最後の部分、土地代金の支払手続については筆者のわからぬところがあるが、さほど重要なことではない。地主と農民の取分について「一五、二八〇マン」のうち「五、三六〇マン」は約三分の一に当るが、この数字はロスタム・コルバーニーの説明では播種量であるという。なお文書作成の日付は、西洋暦では一九七一年五月四日に当る。

次にこの文書に出てくる法律用語について一応の訳語をつけておく。本格的な説明をするにはその分野での特別な研究を必要とする。

sanad	契約書、証書
dādgāh	裁判所
daftar-khāne	公証人役場
edāre-ye-sabt	登記局
moured-e-mo'amele	取引物件
'arše	土地——農地・宅地その他——
a'yān, a'yāni	土地以外の不動産——建物・立木など——
zouj	配偶者、偶数
vāreš, pl. varāše	相続人
hasr (enhesār)-e-verāšat	遺産相続公示
sahm	取分
qadr-ol-hesse	取分
vasi'ge	担保
rahm	担保
māl-ol-rahāne	担保物
vekālat	委任
-name	——状
gayem-maqāmi	代理

velāyat	後見
mostankef	辞退者、棄権者
mashmūl	該当する、含まれた
mostasna	該当しない、例外の
sūrat-e-majles	調書、議事録
parvande-ye-sabti	登記簿
gardesh-e-sabti	登記完了
si'ghē jari kardan	法律行為の成立を公示する
az darāje-ye-e'tebār sāqet shodan	消滅する (契約などが)
kollahom	すべて
hamegi o tamamī	すべて
menbād	今後
izān	同様に
kamākān	依然として

四 農地改革の結果

ボレ・ノウ村およびその近隣の農村について、階層の変動に中心を置いて農地改革の結果を概観してみる。

ケイルアーバード村は、ヘルセポリス背後の丘陵ターヘ・ラフマトの南麓、遺跡からいへば東南方に当る。人口は二六〇余、灌

漑は丘陵からのカナートによる。一九二〇年代にカンヌカーイー系の遊牧民が定着したものである。地主が一人であったので、農地改革第一段階の対象となり、小作権をもっていた者はすべてデフカーンつまり自立農民となった。

しかしながら彼らがすべて社会的経済的平等であるわけではない。一般に村長はその職務に対する報酬として収穫の一定割合が与えられるので、その地位は一般農民より高い。このことはこの村にもあてはまる。村長は改革前にすでに自分で農地を買い、農業労働者を使って耕作させていた。したがって彼は中間層に属し、不在の地主を除いて村内では最上層にあつた。改革によって彼は他の農民とともに土地を与えられ、村長の任にも留まっている。

彼は「ポンプ・モーター」を設備して地下水を灌漑に用い、小麦や甜菜だけでなく果樹の栽培も行ない、トラクターを購入して賃耕業を営むなど、新興の資本家として生長しつつある。

次はマルウダシュトの町の数キロ西方にあるセシュダーンギー村で、これは人口が七八〇もある大きな村で、その土地所有形態はかなり複雑である。元来この村の地主は二人で、それぞれ三ダリングつまり半分ずつを、「マフルーズ」つまり境界つきで分割所有していた。灌漑の水源はコル川の支流シューヴァンド川である。ところが一九五〇年代の中頃から新しい灌漑法の導入とともに新

しい型の土地所有形態が出現した。ラムトン『地主と農民』は一九四九年までの調査結果であるが、その「灌漑」の章には、ファールス州などで井戸による灌漑が広く見られること、揚水法はウシヤラバを使ってバケツで汲み上げるといふ原始的なものであること、しかしファールス州のジャフロムヤカラ・ボラッグにおいてガソリン・エンジンのポンプが使用され始めたことなどが述べられている。この揚水機、ペルシア語でいえば *Electric Pump* (ポンプ・モーター) がセシュダーンギー村に導入された。すなわちこの村で資力ある農民一三人は、めいめい自力で井戸(深さ二二—二〇メートル)を掘り、「ポンプ・モーター」を備えて揚水し灌漑することになった。かれらは二人の地主から農地合計三四〇ヘクタールを借りて農業に従事し、毎年収穫の一〇分の一だけを地主にさし出す。彼らは農業の五要素のうち土地以外のものをすべて所有している。シューヴァンド川の水量が常に乏しかったのに対して、豊富な地下水をしかも自力で耕作に使用することは、彼らの経済的地位を大いに高めることになった。彼らは「ポンプ灌漑者」*colombéjar* と呼ばれる。

地主二人のうちAは所有地五〇〇ヘクタールを分益契約により四人の農民に耕作させていたが、トラクターやコンバインを導入して農業の機械化 *mekanize* (メカニゼ) を行ない、それ

までの農民を日雇労働者として扱うことにした。農地改革法第三条に、解放されない土地を挙げており、その第二項として、機械化農法により、分益農によらず、「農業労働者」による場合というのがあり、これに該当するのである。

一方、地主Bの土地は第二段階の適用を受けて「分割」され、二一八ヘクタールは地主の手に残り、一五七ヘクタールは三四人の農民に譲渡された。A地主の下に残った農民は「農業労働者」となり、Bから土地を得た者は自立農民となった。自立農民たちの農地は三つの耕地区から成り、区ごとに井戸を掘ってポンプを備えつけた。その資金は自己のものとして農業協同組合の融資による。一方、地主制下では農法は従来どおり旧式で、水源はシーヴァンド川だけである。

かくてこの村には四つの土地所有形態、すなわち機械化mekanize、ポンプ灌漑 toombe-kari、自立農 dehdanr、地主制 arhadi が並存することになった。そして村内の階層は、上にポンプ灌漑者、中に自立農民、下に農業労働者というように分かることになった。

ここで注意すべきことは、従来は「農民」としての連帯感ももっていた人々の、あるものは上昇して自立したが、他の者は下降して農業労働者となり、村内に心理的不和をひきおこしたことで

ある。自立農民と農民は土地に対して継続的権利をもつため、村内におけるその地位は高く、一方その権力をもたないものの地位は低い。

さてボレ・ノウ村は人口三〇〇足らず、遊牧民の定着した村である。用水はもっぱらコル川から得ている。農地改革第二段階に該当し、地主と農民の間に分割が行なわれた。改革まで村長を勤めていたのはアリー・モハンマド・コルバーニーで、三六年の長きにわたってその職にあった。当然その職から得られる収入により、他の農民たちより遙かに有力となった。彼はこの村で唯一の「ハージー」である。五人の男子（うち末の二人は独身で一人前ともいえないほどである）にそれぞれ小作権をもたせ、改革ともにもみな自立農民となった。コルバーニー家はイスラム教の慣習のとおり男子に対する財産の均分をみごとに実現することができた。一方、現在の村長は三六人の農民からくじ引きで選出されたもので、単なる走り使いにすぎず、強い指導力をもたない。この点、ケイルアーバードの村長が改革前後を通じて指導力を発揮しているのと相違する。

要するに農地改革は、地主と農民および農民間の格差をなくするの何の貢献もしなかったといえる。

最後にイラン農村の将来を考えるために、ボレ・ノウ村の⑦ヶ

シャールヴァルズ家を取りあげる。この家はコルバーニー家と姻戚関係にある。後者が五人分の耕作権をもつのに反して、前者は一人分しかもたない。家長ベグ・ミールザーが農業に従事しているが、かなり高齢である。長男ヘーン・ミールザーは村に住み、農業その他の日雇労働をしている。次男シャール・ミールザーは辺地でコンバインの運転手をしている。二人とも家族をもっている。

三男アリー・ミールザーは二〇歳ほどで独身、近くの運河工事場へ通っている。四男アーガー・バーバーは高齢の父を助けて農業をしている。五男アリー・バーバーはまだ年少である。この家はコルバーニー家と同じく五人の男子がありながら、耕作権が一人分しかないため、長男からしだいに自立の道を拓いている。父の農業を継承するのは四男であろう。今ちょうど世代の交替期で、四男が農業をする年齢に達しているからである。五男も家を出るのではないか。コルバーニー家の場合、すべて農業であるが、上の三人は独立しており、下二人が両親とともにいる。末子モフタールが最後まで両親のもとに残るはずである。要するに「末子相続」と断定はできないが、それに近い習慣ができあがっていることが、この少数の事例からうかがうことができる。

つぎにはとくにケンシャールヴァルズ家の三男アリー・ミールザーを取りあげたい。彼はこの村の中では比較的教育を受けている。

それも学校でなく私塾においてである。彼は聡明であったのかそのうち技術を学び、今は運河工事場で機械の整備工をしている。

日給は一五〇リアル（単純肉体労働なら、成年者で一〇〇、未成年者で七〇ほど）である。現在はこの村の近くで工事が行なわれているが、それが終ればよそへ移る。それが遠くから通えなくても彼は気にしない。どうせ自立せねばならないから、この村に住まねばならぬことはないのである。ケンシャールヴァルズ家とコルバーニー家を比較すると、農村における社会的地位は後者がはるかに上である。しかし経済的にはいちはいには言えない。コンバインの運転手や機械の整備工など特殊技能の持主の収入は、平均的農民より多いからである。したがって農村に住みながら耕作権をもたない者は「ホシュネーション」として今までは低く見られていたが、これからは必ずしもそうではないであろう。

ここに教育という問題が浮かび上がる。今までのイランにあっては地主と知識人と官吏が三位一体であった。アリー・ミールザーが教育を受けることができたのも家に多少の資力があつたからである。しかしながら現在イラン政府が豊富な予算をもって推進している教育の普及向上の政策によって、階層にかかわらず個人の能力が開発されるようになれば、旧来の体制を大きく変動させる可能性が生まれてくる。コルバーニー家は旧来の体制の下で

の成功者である。ケイルアーボードの村長は「新興の資本家」としての活躍が期待される。フリー・ミールザー・ケシャーヴァルズという青年には未知の未来が秘められている。農地改革としてのこの農地売買契約文書に関りのない彼に注目したい。

農村を考える場合、地主をも問題にしなければならないのは当然であるが、それが不在地主であれば農村調査から脱落するのめやむをえない。地主の中にも、旧来の特権にあぐらをかいて「眠っている」と、意欲的に時代の進展に適応しようとしている者がある。もう一つの要素として先王レザ・シャアの時代以来顕著となった政府の介入を考えなければならない。それについて問題とすべきことは、中央政府の根本政策ではなくて、行政機関の末端にあつて農民と接触する下級官吏の人格と能力なのである。

参考文献

Lambton, Ann K. S.: *Landlord and Peasant in Persia*, Oxford University Press, 1953 (1st published), 1969 (reprinted with new preface and additional bibliography).

——— *The Persian Land Reform 1962-1966*, Clarendon Press, 1969.

『農地改革法令集』（ペルシア語）テノラン、一三五〇／一九七一年。

大野盛雄著『ペルシアの農村』東京大学出版会、一九七一。

——『フィールドワークの思想』東京大学出版会、一九七四。

イスマイル・アジャミー『セシュダインギー』（ペルシア語）シーラ
ーズ、一三四八／一九六九。

（大阪外国語大学教授）

訂正

第58巻2号裏表紙

Anakba-Artavaa

右訂正いたします。